

道州制特区提案に関する検討の具体的な進め方

1 第1次整理(道州制特区の趣旨の観点からの絞り込み)

- ・分野別に整理した道民意見
- ・道政上の重要課題、重点課題など

特区提案として検討すべきもの

特区提案に明らかになじまないもの

- ・現行法制度のままで対応可能なもの
- ・外交・入国管理(旅券の発券等)など

2 分野別に審議

提案の適否・可能性等を検討

- ・パッケージ化することを念頭に、道州制特区で提案すべきテーマについて、分野別に調査・審議(意見交換)
- 分類する分野(例):食・観光・健康、産業、くらし、環境・エネルギー、社会資本等
- ・なお、必要に応じて、分野を横断した審議を行うこととする。

審議内容をもとに整理案を作成し、更に審議

- ・審議内容を、現状、メリット、デメリット、提案に向けた課題、実現性等を含め整理

3 審議結果

第7回以降の提案に向けて引き続き検討する案件

第6回提案として盛り込むべき案件

施策の参考とする案件

4 答申

第6回提案に盛り込むべき案件

国への施策提案・要望等

今後の提案検討委員会における検討の方向（案）

～道州制特区制度の今後の活用方向（案）について～

1 基本的な方向

①現状、課題

- ・これまで、道民からのアイデア、意見をもとに、道州制特区検討委員会で審議をいただき、パブリックコメントなど所要の手続きを経て、国に権限移譲等の提案を行ってきたところ。
- ・5回にわたり、30項目の提案を国に行ってきたが、道民からのアイデアも年々減少しており、また、提案の取りまとめも難しくなりつつある。このため、これまでの活用方向を見直していくことが必要。

②今後の基本方向

道州制特区制度は、地方分権の推進や本道の自立的発展に寄与することなどを目的としており、本道の特性を最大限に生かし、自立的に地域づくりを推進することが可能となるよう有効に活用していくことが重要である。

今後は、北海道価値である食や観光、環境などのテーマ毎に、道民からのアイデアとともに、道の政策課題の解決などにも留意しながら、関連する項目、内容を総合化して、検討するなど、地方分権の推進や本道の自立的発展に向けて、国から権限移譲を求める提案となるよう努めていく。

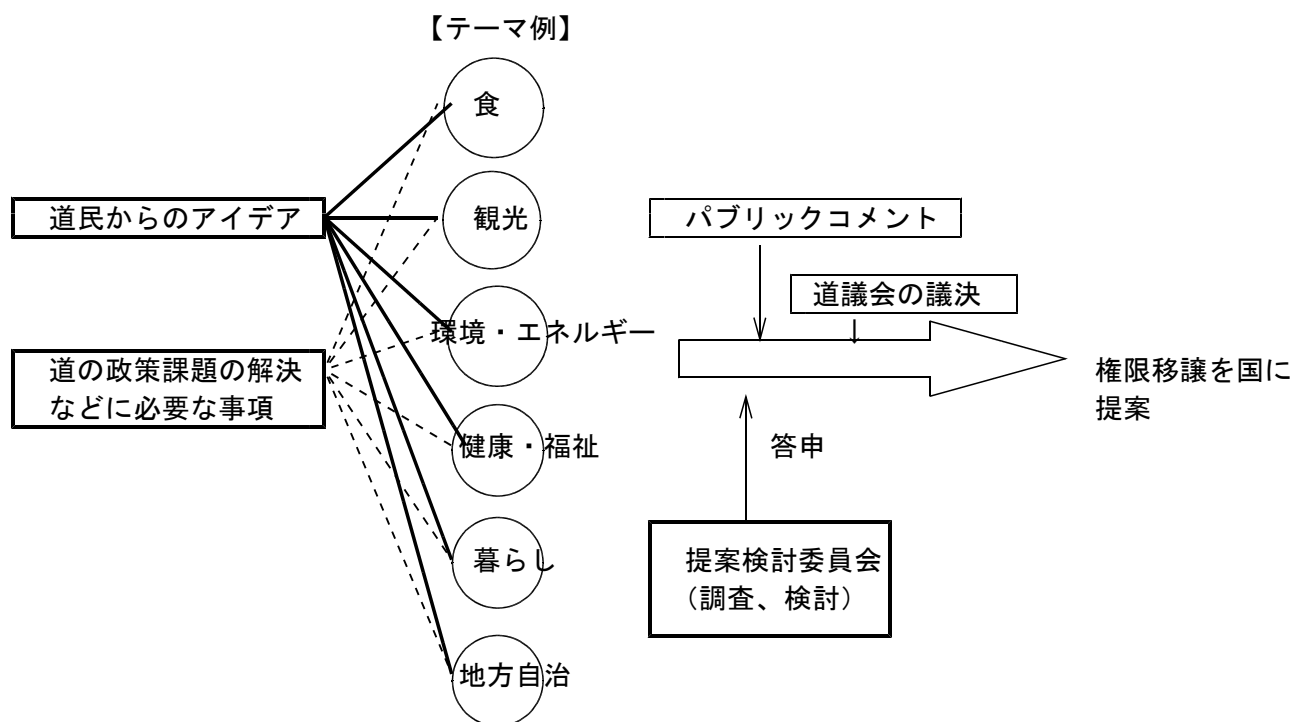
2 具体的な方向

道の政策展開の方向性などを踏まえ、食、観光、環境・エネルギー、健康・福祉、暮らし、地方自治といったテーマを設定し、テーマ毎に、

①道民からのアイデア（既に検討し保留扱いとなっているものを含む）

②道の政策課題の解決や政策の円滑な展開を図る上で必要な事項

を一括して括り、自立的な発展に向けて、多面的に検討していくものとする。



3 具体的な検討の方法

- ・テーマ毎にリストアップした項目について、政策的なプライオリティや関係業界の意向などを勘案し、具体的な検討テーマ及び検討項目（内容）を選定する。
- ・なお、一括化になじまない道民提案は従前どおり個別に審議を行う。

著しく増加している野生鳥獣（エゾシカ）対策の拡充

（警察庁、農林水産省、環境省、防衛省）

本道において著しく増加している野生鳥獣（エゾシカ）の保護管理を鳥獣保護法に規定された特定鳥獣保護管理計画に基づいて適正に行うためには、目標達成に向けた対策の着実な実施体制を構築することが必要である。

【提案・要望事項】

- 実効性のある個体数調整を行い担い手を確保する新たな仕組みの構築
 - ・ 都道府県が個体数調整を目的とした捕獲を行った場合には、その捕獲に要する経費についての財政措置
 - ・ 都道府県が個体数調整を行うために銃器を所有できる仕組み
 - ・ 都道府県が効率的な捕獲を実施するために必要な規制緩和（安全を確保できる一定条件下で消音器付銃を使用した夜間捕獲が可能となる仕組み等）
- 鳥獣被害防止総合対策事業の拡充強化
- 地方自治体を実施する野生鳥獣捕獲事業に係る捕獲個体の輸送やヘリコプターによる情報収集等の自衛隊による支援

【提案・要望の理由・背景】

- ◆ 本道では、エゾシカの個体数が増加し続けており、農林業被害額は平成21年度に50億円を超え、高山植物の食害や天然林の植生変化など生態系への影響も顕著になっており、市町村では農林業被害対策として既存制度を活用しながら捕獲の上積みを図っているが効果は見え、広域的かつ抜本的な対策が求められている。

これに対し道では、特定鳥獣保護管理計画を策定し、狩猟期間延長やメスジカ捕獲数制限撤廃などにより捕獲数の上積みを促してきたが、これらの規制緩和だけでは特定鳥獣保護管理計画の個体数削減目標は達成できない状況が続いていることから、次期鳥獣保護法の改正においては、個体数調整に必要な捕獲数を計画的かつ効率的に確保することができるよう、都道府県が実施する新たな捕獲体制に関する仕組みの構築及び国による財政措置が必要である。

また、捕獲体制の構築のためには、個人の狩猟者に頼る現行の制度では限界があるため、都道府県自らが実施主体となり、効率的な捕獲方法を選択する際の責任を担保した上で、銃器を用いた捕獲が可能となる仕組みが必要である。

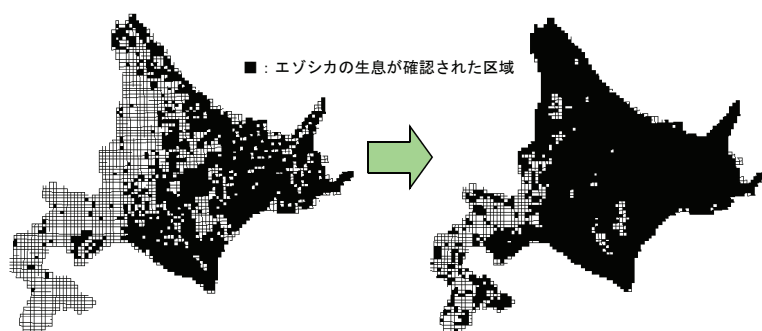
その上で、効率的な捕獲が実施できるよう安全を確保できる一定条件下において、消音器付銃を使用した夜間捕獲を可能とするなどの規制緩和が必要である。

- ◆ 地域における野生鳥獣の被害防止対策を推進するため、国の継続的な支援の実施とソフト事業における補助対象メニュー・補助対象者（都道府県）の拡大、定額補助単価の引上げなど鳥獣被害防止総合対策事業を拡充強化する必要がある。
- ◆ 積雪のある越冬地では、冬期にエゾシカが集結するため一斉捕獲を行える可能性があるが、捕獲したエゾシカの搬送等が困難であるため、現状では大量の捕獲を行うことができない。そこで、冬期における一斉捕獲が可能となるよう、特殊装置を持ちそれらを駆使して組織的に活動できる自衛隊の支援が必要である。

■エゾシカの生息域の拡大

1978年（昭和53年）

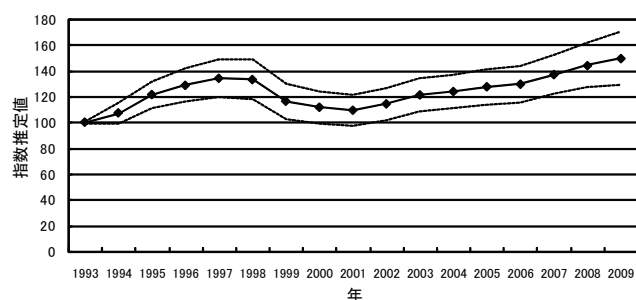
2002年（平成14年）



■エゾシカの生息数の推移

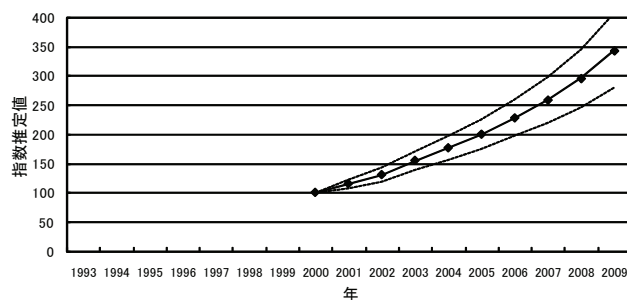
道東圏における個体数指数

指数のベイズ推定値（東部、シカ柵考慮）



道央・道北圏（後志除く）における個体数指数

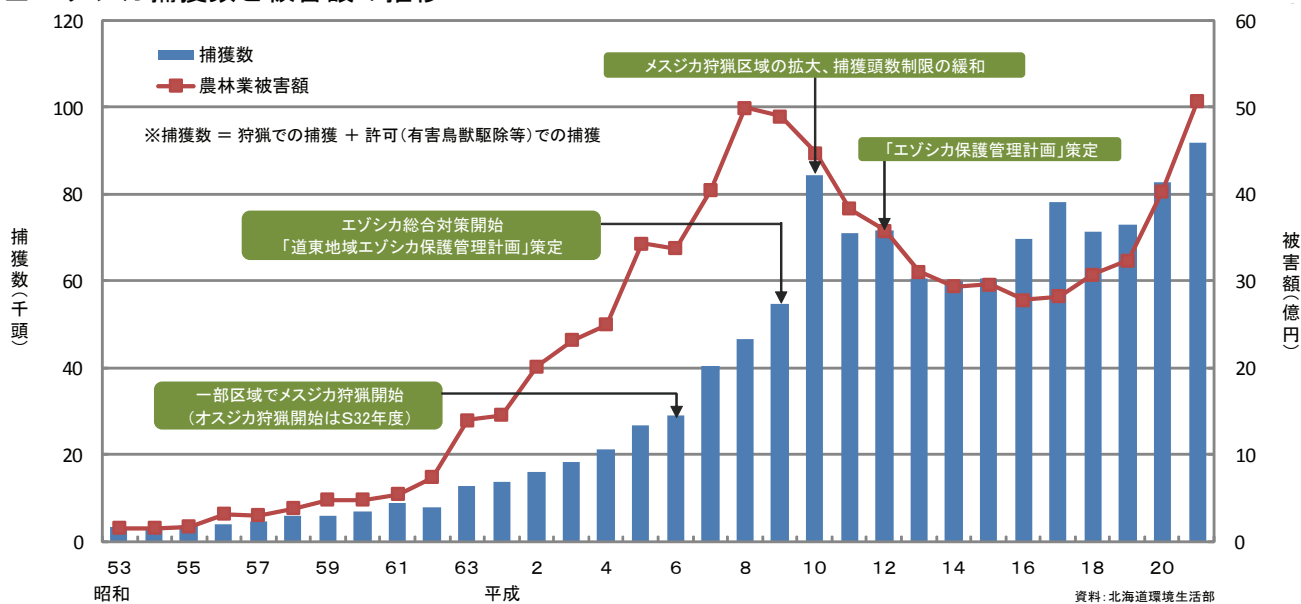
指数のベイズ推定値（西部）



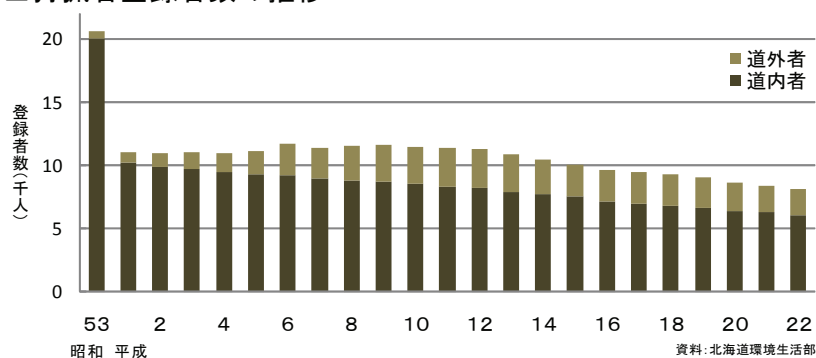
※個体数指数：各種調査（捕獲状況、農林業被害等）から得られた結果について、基準年の値を100として、毎年の生息動向を相対値で表したもの
※ベイズ推定：ある証拠に基づいて、その原因となった事象を推定するための確率論的方法

資料：北海道環境生活部

■エゾシカ捕獲数と被害額の推移



■狩猟者登録者数の推移



砂糖の価格調整制度の概要

- 砂糖は、家庭用のほか、菓子類・清涼飲料・乳製品などさまざまな用途に使用されています。
- また、国民摂取カロリー全体の約8%を占める食生活上不可欠な品目です。
- 砂糖の需要量は約220万トンで、供給量は輸入粗糖を原料として製造された精製糖が約6割、国内産糖は約4割となっています。
- 年間1人当たりの消費量は、約17キログラムです。

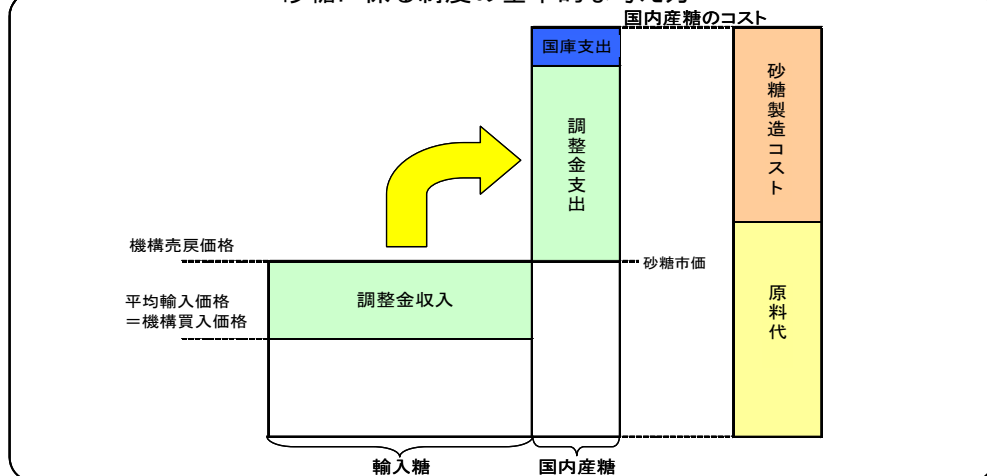
- 国内の砂糖の原料となる甘味資源作物は「てん菜」と「さとうきび」です。
- てん菜は北海道畑作農業における主要な輪作作物です。
- さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯である沖縄県・鹿児島県南西諸島における代替困難な作物です。
- てん菜、さとうきびはそれぞれの地域を支える上での基幹作物で、国内産糖製造事業者とともに地域農業・地域経済上重要な役割を担っています。

- 国内産糖と輸入粗糖を原料として製造された砂糖には大幅な内外価格差が存在します。

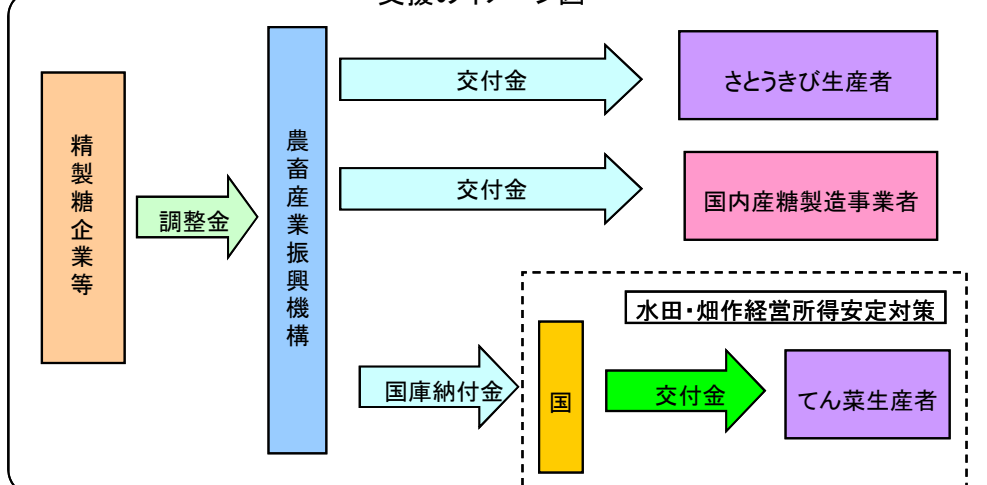
てん菜から製造されるてん菜糖は約2倍。
さとうきびから製造される甘しや糖は約6倍。

- このため、価格の安い輸入粗糖等から調整金を徴収し、それを財源として、さとうきびの生産者やてん菜糖、甘しや糖の製造事業者に支援を行うことで内外価格差の解消を図っています。

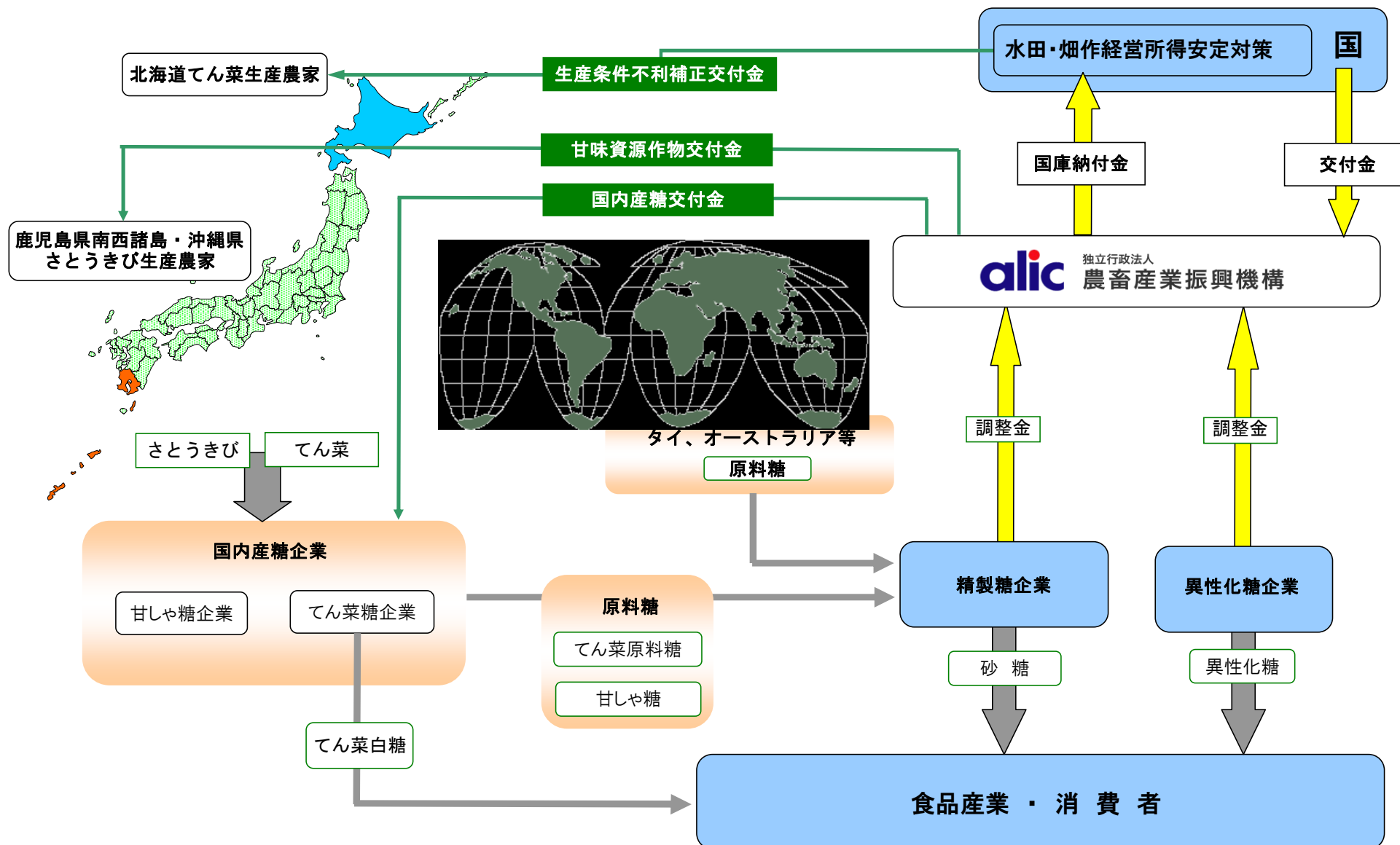
砂糖に係る制度の基本的な考え方



支援のイメージ図



砂糖制度の概要図



バイオマスの利活用に関する主な特定分野別計画（各概要版）

○北海道環境産業振興戦略について	．．．．． 1
○北海道環境基本計画〔第2次計画〕の概要	．．．．． 2
○「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」概要	．．．．． 3

北海道環境産業振興戦略について

経済部環境・エネルギー室

第1章 戦略策定の基本的考え方

戦略策定の背景

- 世界：地球環境、新興国の急成長、資源問題
- 国：環境・エネルギーを新しい成長の柱に
- 北海道：「北海道洞爺湖サミット」開催
→ 環境のフロントランナーを目指した取組を推進
- 3.11の大震災
→ 国のエネルギー政策の見直し、国民の新エネに対する期待と関心の高まり
→ 産業界での製造拠点の分散化や海外移転検討

戦略策定の必要性・目的

《目的》

- 環境産業を経済活性化に向けた推進エンジンのひとつとして育成・振興を図る

《必要性》

- 産業界、研究機関、地域などが方向性を共有、連携した取組を進めていけるよう道として戦略を策定

《期間》 平成27年度までの5年間

第2章 現状・課題とめざす姿

現 状

- 地域に広がる新エネルギーの活用と技術開発の芽
- 住宅部門などで強みを有する省エネ関連産業
- 次世代自動車関連研究シーズの蓄積
- バイオマスをはじめとした循環資源の再生利用の取組

課 題

- 北海道の強みを競争力の強化につなげていくことが必要
- 収益力に課題、地域社会全体の取組による対応が必要
- 中小企業者が多く単独では事業展開力に限界

めざす姿

- 《産業》 世界を視野に飛翔する環境産業群の形成
- 《地域》 地域に広がる多様な環境ビジネスの創出
- 《社会》 環境と経済の調和を目指す社会の仕組みづくり

第3章 重点的に取り組む分野

6つの重点分野

- | | | | | |
|---------------|--------|-----------|----------|----------|
| 《低炭素型（エネルギー）》 | 新エネルギー | 高断熱・高気密住宅 | 省エネルギー関連 | 次世代自動車関連 |
| 《循環型（リサイクル）》 | バイオマス | 環境保全 | | |

第4章 戦略展開 ～ 4つの戦略

戦略1 本道経済の新たな成長を牽引する産業を創る

本道の優位性を発揮し、国内外への展開も期待できる産業を集積
《新エネルギー》：新エネルギーの宝庫の強みを活かして、新エネ供給事業の立地と関連産業の集積を促進
《高断熱・高気密住宅》：強みを活かしたわが国の最先進モデルとして国内外に広く発信

戦略2 地域の特色を活かした産業を育てる

地域資源の活用により課題解決や活性化を図り、持続可能なビジネスモデルを構築
《バイオマス》：地域特性を活かしたバイオマスの地産地消に向けた研究開発、事業化を促進
《環境保全》：特色ある製品の開発と収益性のあるビジネスモデルづくりを促進

戦略3 成長産業の幅広い関連需要を取り込み参入者を拡大する

技術シーズ、取組の芽を活かして参入者を拡大
《省エネルギー関連》：産学官や企業間の連携による北海道ならではの技術の磨き上げと製品開発を促進
《次世代自動車関連》：利用環境整備、寒冷地普及モデル実証地として製造拠点の誘致、事業者の参入を促進

戦略4 環境産業を支援する仕組みを整備する

企業やNPO、地域など様々な主体が連携し、本道の環境産業の育成・振興を推進する仕組みを整備するとともに、環境の価値を重視し応援する社会をつくる

第5章 戦略の推進に向けて

- 工程表
- 事業者、研究機関、市町村等との連携強化
- 庁内の推進体制
- 戦略の進行管理

第1章1 計画の基本的事項

<<計画の位置付け・性格>>

環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向などを示すもの。
道の新総合計画の、環境に関する分野別計画としての位置づけ。

計画期間：平成20年度から概ね10年

<<主体の役割>>

道民：自主的・積極的な環境配慮行動の実践
事業者：環境に配慮した事業活動の展開・取組状況の公表
NPO等：道民の環境配慮活動の促進、各主体のつなぎ手
市町村：総合的な環境施策の推進
道：総合的・計画的な環境施策の推進、各主体の取組支援、率先した環境配慮行動、国などの関係機関や他府県等との連携

第1章2 本道を取り巻く社会経済や環境等の状況

<<社会経済の状況>>

本道の総人口は、平成7年をピークに減少傾向。少子高齢化が進行中。

<<環境の状況>>

森林は、天然林が約7割を占め、森林面積は全国の約4分の1に相当。
ヒグマやエゾシカのほか、タンチョウやシマフクロウなどの希少な鳥類も生息。

<<道民の意識>>

環境への関心は高い(65%)が、日常生活での環境配慮の行動の実践(44%)。

第1章3 将来像の視点

- 自然と共生する
- 健全な物質循環を確保する
- 持続可能な生活を目指す
- 環境に配慮した地域づくりをすすめる
- 環境と経済の良好な関係をつくる

【21世紀半ばを展望した将来像】

循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～

【イメージ】 清浄でおいしい空気・水 良好に保たれた物質循環 エネルギー効率が高く環境にやさしい快適な生活空間 「もったいない」の心を持つ人々 良好な関係にある環境と経済

第2章1 分野別の施策の展開

(1)地域から取り組む地球環境の保全

<<めざす姿>>

環境に配慮した生活様式が定着
温室効果ガス排出量が低減

<<現状と課題>>

二酸化炭素排出量は増加
【全国12.2%、北海道16.9%】
道民一人あたりの二酸化炭素排出量は、全国の1.3倍

<<地球環境保全に関する指標>>

温室効果ガス(差引)排出量
現状 2,070 → 目標 1,827万トン(炭素換算)
新エネルギー導入量
現状 142.2 → 目標 193.6万キロワット など

<<各主体の取組方向>>

道民：冷暖房温度の見直しや省エネ機器の利用など日常生活における環境に配慮した行動 など
事業者：省エネ、新エネ導入や環境負荷の少ない製品や商品の製造・販売 など

その他、民間団体、行政の取組方向

<<施策の方向>>
地球温暖化対策の推進
(温室効果ガスの排出抑制対策、森林等による二酸化炭素吸収源対策)
その他の地球環境保全対策の推進

(2)北海道らしい循環型社会の形成

<<めざす姿>>

3Rや適正処理が社会に定着
リサイクル関連産業が発展

<<現状と課題>>

一般廃棄物のリサイクル率は全国平均より低い
【全国19.0%、北海道17.2%】
豊富に存在するバイオマスの利活用の推進が重要

<<循環型社会の形成に関する指標>>

一般廃棄物の排出量(一人一日当たり)
現状 1,221 → 目標 1,050g/人・日
一般廃棄物のリサイクル率
現状 17 → 目標 27%
廃棄物系バイオマス利用率
現状 80 → 90% など

<<各主体の取組方向>>

道民：ごみの削減や分別の徹底、リサイクルの取組 など
事業者：廃棄物の発生抑制や再使用しやすい製品等の製造 など

その他、民間団体、行政の取組方向

<<施策の方向>>
3Rの推進
廃棄物の適正処理の推進
バイオマスの利活用の推進
循環型社会ビジネスの振興

(3)自然との共生を基本とした環境の保全と創造

<<めざす姿>>

自然の保全と利用の両立の考え方の浸透
野生生物による農林水産業等被害の減少

<<現状と課題>>

利用者の増加やマナーに起因する自然環境への悪影響の懸念
エゾシカによる多大な農林業被害

<<自然環境保全に関する指標>>

すぐれた自然地域の面積
現状 892,946 → 目標 903,000ha
タンチョウの生息数
現状 920 → 目標 1,305羽
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数
現状 61市町村 → 目標 全市町村 など

<<各主体の取組方向>>

道民：自然とのふれあい、緑化活動への参加 など
事業者：野生生物の生息・生育環境に配慮した開発行為の実施等 など

その他、民間団体、行政の取組方向

<<施策の方向>>
すぐれた自然環境の保全
(知床世界自然遺産の厳格な保全など)
自然とのふれあいの推進
野生生物の保護管理
快適な環境の保全と創造
(みどりの保全、水辺でのふれあいづくりなど)

(4)安全・安心な地域環境の確保

<<めざす姿>>

おいしい空気、きれいな水の維持、健全な水循環の確保
健康で安全・安心に生活できる環境の確保

<<現状と課題>>

湖沼など閉鎖性水域の環境基準達成率が低い
一部地域において、硝酸性及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が顕在化

<<地域環境の確保に関する指標>>

大気環境基準達成率
現状 100 → 目標 100%
水質環境基準達成率
現状 90 → 目標 100%
污水处理人口普及率
現状 92.0 → 目標 94.8% など

<<各主体の取組方向>>

道民：生活排水対策の実践 など
事業者：大気汚染や水質汚濁の防止 など

その他、民間団体、行政の取組方向

<<施策の方向>>
大気、水など生活環境の保全
(大気環境、水環境、騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下)
化学物質等による環境汚染の未然防止
その他の生活環境保全対策

第2章2 各分野に共通する施策の展開

(1)環境に配慮した地域づくり

<<めざす姿>>

環境負荷の少ない生活
環境に配慮した産業の展開
自然と共生する地域づくり

<<現状と課題>>

環境教育の機会や場、指導者の育成が必要
環境ビジネス振興への期待

<<環境に配慮した地域づくりに関する指標>>

「環境配慮活動実践者」の割合
現状 44 → 目標 70%以上 など
環境管理システムの認証取得事業所数
現状 505 → 780事業所
有機農業に取り組む農業戸数
現状 331 → 1,800戸 など

<<各主体の取組方向>>

道民：環境に関する知識と理解を深め、環境に配慮した生活の実践 など
事業者：従業員に対する環境配慮の啓発、自主的な環境管理体制づくり など

その他、民間団体、行政の取組方向

<<施策の方向>>
環境に配慮する人づくりの推進
環境と経済の好循環の創出
(環境に配慮した事業活動 など)
環境と調和したまちづくり
環境への配慮

(2)基盤的な施策の推進

<<現状と課題>>

時代に即した環境影響評価の見直しが必要
産学官の連携等による調査研究等の推進が必要
国境を越えた国際的な取組が重要

<<基盤づくりに関する指標>>

環境分野における海外からの研修受入人数
現状 5(H19年度実績) → 目標 100人

<<施策の方向>>

環境影響評価制度の運用
環境保全施設の整備等
環境に関する調査研究の推進
環境保全に資する国際的な取組の推進

第2章3 重点的に取り組む事項

北海道の特性を生かした

地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を加速する枠組みによる取組の推進
地域の特性を生かした環境にやさしいエネルギーの導入促進
二酸化炭素吸収源としての森林の保全・整備の推進

地域資源を活用した循環型社会の形成

循環型社会の形成を加速する制度的な枠組みの推進
廃棄物系バイオマスおよび未利用バイオマスの利活用の推進
リサイクル製品のブランド化などリサイクル関連産業の振興

北海道らしい自然共生社会の実現

生物多様性保全に関する基本プログラムの策定及び関連する取組の推進
野生生物の適正な保護管理に向けた取組の推進
知床ルールなど、自然環境の適正な保全と利用を図るルールづくりの全道展開と普及啓発

流域全体を捉えた健全な水循環の確保

農山漁村、都市等を含めた流域全体の健全な水循環の確保のための計画的な水環境保全施策の推進
健全な水循環の確保のための各主体による水質保全対策の実施
住民参加のための水環境に関する教育の充実と人材育成

第3章 計画の推進

道民の意見の反映

推進体制
計画の進行管理
計画の見直し

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」概要

第1編 総論

第1章 計画の基本的考え方

■計画策定の背景

- 世界的なエネルギー需給逼迫の懸念
- エネルギー・環境分野を経済成長の原動力とする世界的な潮流
- 国は環境エネルギーを新しい成長戦略の柱の一つに位置付け
- エネルギー問題への関心の高まり

■計画の性格と位置付け

- 条例に基づき目標と施策の基本的な事項を定めるもの。道民、事業者等の取組指針

■計画期間及び目標年度

- 平成23年度～平成32年度（10年間）

第2章 計画推進の基本的考え方と目指す姿

■大震災後の国や道の取組

- 「革新的エネルギー環境戦略」「エネルギー基本計画」改定予定
- 地域の推進体制の整備など計画の策定に先行して実施

■計画推進の基本的考え方

- 目指す姿
 - ・中長期的に、持続可能な省エネルギーの実現
新エネルギーを主要なエネルギー源の一つへ
 - ・目標数値は、国の「エネルギー基本計画」などを踏まえ設定
- 施策の方向性を明確にする4つの柱を設定
 - ①エネルギー需要家の意識改革＜省エネの促進＞
 - ②多様なプロジェクトの早期実現＜新エネの導入加速＞
 - ③エネルギーの「地産地消」の推進＜地域における導入促進＞
 - ④民間活力の積極的な活用＜関連産業の振興＞

第2編 各論

第3章 省エネルギーの現状と課題

■最終エネルギー消費と省エネの現状と課題

- 最終エネルギー消費の概況
- 需要部門別のエネルギー消費の現状と課題
 - ・産業部門、民生部門、運輸部門

■一次エネルギーの供給の現状

■電力需要の現状

第4章 エネルギー需要家の意識改革

～省エネの促進

■施策の推進に関する考え方

■道が取り組む主な施策

- 節電の取組、○需要家意識の改革
- 省エネ機器等の導入の促進
- 需要部門毎の施策（産業部門、民生部門、運輸部門）

第5章 新エネルギーの現状と課題

■道内の新エネルギーの導入状況

- H22年度目標値に対する達成率78%（H21年度現在）

■新エネ開発・導入における取組の現状と課題

- ＜新エネが有する課題＞
- 経済上の課題、○市場の課題、○法規制上の課題
- ＜道内企業等が有する課題＞
- 人材確保の課題、○資源確保の課題、○技術上の課題

第6章 多様なプロジェクトの早期実現

～新エネルギーの開発・導入の加速

■施策の推進に関する考え方

- コストの低減など、新エネルギー導入にあたっての課題解決に向けた取組の計画的実施

■道が取り組む主な施策

- コスト低減に向けた取組
- 立地規制や利用規制等に関する規制の緩和
- 多様な事業主体との連携による取組 等

第7章 エネルギーの地産地消

～地域における導入の促進

■施策の推進に関する考え方

- エネルギーの地産地消に取り組む市町村等の拡大

■地域の主な取組

■道が取り組む主な施策

- 全道的・広域的な課題の検討
- 事業の「芽」段階からの効果的支援
- 人材育成、道民理解の促進
- 地域推進体制の活用

第8章 民間活力の積極的な活用

～関連産業の振興

■施策の推進に関する考え方

- 「環境産業振興戦略」との一体的な展開による省エネ・新エネの導入促進

■道が取り組む主な施策

- 再生可能エネルギー関連企業や研究機関の立地促進
- バイオマスや風力等の新エネ活用によるビジネス拡大
- 持続可能なビジネスモデルの確立

第3編 推進管理

第9章 計画の推進に向けた行動

■オール北海道体制での取組

- 道民、事業者、電気事業者、非営利組織の役割・期待される行動

■道の行動

- 道としての取組（率先行動）
- 道民、事業者、市町村、国との連携強化

■推進体制の整備・活用

- 「省エネ・新エネ推進会議」、「地域省エネ・新エネ導入推進会議」等の活用

■計画の進捗状況の点検

- ロードマップの策定等
- 毎年度の取組状況等の調査・点検による施策への反映